

入会及び退会に関する規程

公益社団法人 警視庁管内特殊暴力防止対策連合会

入会及び退会に関する規程

施行 平成22年10月1日

改正 平成29年6月14日

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会定款第7条の規定に基づき、この法人の入会及び退会に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(入会基準及び手続)

第2条 正会員又は準会員として入会しようとする者は、理事会が定める入会申込書に次の各号に掲げる書類を添付し、入会しようとする者の所在地の地区特防協を経由して理事長に提出するものとする。

(1) 地区特防協の推薦状

(2) 申込者の登記簿謄本

(3) 申込者の名称、所在地、代表者及び役員等を記載した会員登録票

2 賛助会員として入会しようとする者は、理事会が定める賛助会員入会申込書及び会員登録票に申込者が法人の場合は登記簿謄本を、団体の場合は団体の会則等を、個人の場合は住民票を添付して理事長に提出するものとする。

3 前2項の入会申込みに対しては、別表の基準により、理事長が入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。理事長は、直近の理事会に入会者を報告するものとする。

(入会金及び会費)

第3条 入会金及び会費の金額並びに納入方法等に関する細則は、定款第8条により総会の決議を経て別に定める会費規程による。

(会員名簿)

第4条 入会者は、会員の種別毎に、この法人の管理する会員名簿に登録する。

(変更届)

第5条 会員の所在地及び代表者の変更その他入会申込書の添付書類の内容に変更があった場合は、変更届により理事長に届け出るものとする。

(退会事由及び手続き)

第6条 会員は、理事会が定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

2 定款第9条の定めにより、退会以外の事由により、会員の資格を喪失した場合は、退会と同じく会員名簿の登録を抹消する。

3 前各号により会員資格を喪失した場合、既納の入会金及び会費は返還しない。

(再入会)

第7条 前条の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、その理由を記した説明書と共に、改めて第2条に定める入会申込書の提出を求ることとする。

2 前項の再入会申込に対しては、第2条に定める基準により、理事長が再入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。理事長は、直近の理事会に再入会者を報告するものとする。

ただし、退会の際未納の入会金又は会費がある場合には、当該未納分を支払わない限り、再入会は認めない。また、除名により会員資格を喪失した者は、資格喪失後3年間は、再入会を認めないこととする。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て総会の決議をもって行う。

附 則

1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。

(別表) 「会員入会基準」

この法人に入会を希望する者（以下「申請者」という。）に対する入会の基準について次のとおり定める。

1 申請者は、東京都内に本店又は支店、営業所等の事業所を置いてであること。

ただし、申請者が個人の場合はこの限りではない。

2 国税又は地方税の滞納処分の執行がされていないこと。

3 暴力団員等が申請者の事業活動を支配していないこと。

4 会社法及びその他関連法令に違反し、公訴が提起されていないこと。

なお、この法人は、会員が納入する会費の額及び会員の種別により会員が有する権利について、定款及び法令に定めるものを除き一切の差を設けることはできない。